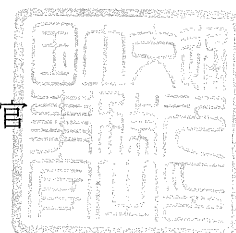


国住政第38号
令和元年8月8日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通事務次官



令和元年度「住生活月間」の実施について

住宅行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、同法第7条においては、国、地方公共団体の責務として「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつその協力を得るよう努めなければならない」ことが明記されました。

国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、先般の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改めるとともに、省庁横断的な推進体制の構築のために新たに設置された「住生活安定向上施策推進会議」の構成省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省）の協力の下に、広範な関係機関・団体の参加を得て、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を強力に推進することとしています。

更に、平成28年3月18日には、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定しており、引き続き、本計画に基づき、関係行政機関が連携して国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

つきましては、別添実施要綱のとおり「住生活月間」を実施することとしておりますので、本月間の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等について格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

令和元年度「住生活月間」実施要綱

1. 目的

この月間は、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、もって国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

2. 期間

令和元年10月1日（火）から10月31日（木）まで

3. 主催

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会

4. 後援（予定）

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省、日本放送協会、（一社）日本新聞協会、（一社）日本民間放送連盟

5. 実施内容

住生活月間中に次に掲げる行事、活動等を積極的に行い、豊かな住生活の実現に向けて国民の住意識の向上を図ることとする。

（1）中央行事の実施

- ・住生活月間記念式典
（第31回「住生活月間」及び第31回「住生活月間中央イベント」の合同記念式典として開催）
- ・住生活関係功労者の表彰
- ・住生活月間中央イベントの開催
- ・住教育の推進
- ・シンポジウムの開催 等

（2）住生活月間実行委員会会員団体による関連行事の実施

各会員団体によるセミナー、シンポジウム等の行事や広報活動の実施

（3）地方における関連行事の実施

地域の特色を生かしたシンポジウム、講演会、住生活フェア等の行事の実施

（4）広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、シンボルマーク等を活用し、国民に住生活月間の趣旨を広報する。

令和元年度「住生活月間」行事予定の概要

1 住生活月間記念式典の開催

住生活月間の開幕にあたり、住生活月間中央イベント実行委員会と共催で、第31回「住生活月間」及び第31回「住生活月間中央イベント記念式典」の合同記念式典を10月12日（土）に東京都港区「東京プリンスホテル」において開催する。

2 住生活月間功労者の表彰

住意識の向上とゆとりある住生活の実現に向けて、優れた活動を行っている個人または団体で、特に尽力のあった方々を「住生活月間功労者」として住生活月間記念式典において表彰する。

3 住生活月間中央イベントの開催

10月12日（土）及び13日（日）に、東京都江東区「がすてなーに ガスの科学館」において、『ずっと愛される住まいのレシピ』をテーマにイベントを実施するとともに、「住宅・すまいWeb」による情報発信などを全国各地の住生活月間諸行事、住宅展示場と連携しながら実施する。

4 住教育の推進

「考えよう！住まい方のくふう」及び「環境にやさしい住まい」の副読本を、今後も長期的な住教育の視点に立ち、子どもたちの関心を高めていくことを目的として、補助教材として活用していただくため、パソコンやスマートフォンを使った副読本の閲覧、更に、副読本の画像データを自由にダウンロードしていただくなど、インターネットを活用した普及促進を図る。

また、学校での「住教育」の取り組みが円滑に導入できるよう、住教育関係者等は無償で頒布している「住教育ガイドライン」を引き続き利用していただくよう推進する。

5 行事の調査・取りまとめ

会員団体、地方公共団体等が住生活月間期間中に実施するイベント等関連行事について、調査、取りまとめを行い、9月上旬に記者発表を行う。

6 広報活動の推進

シンボルマークを活用しつつ、住生活月間の趣旨、各行事の実施をPRするポスター・パンフレットを作成し、マスコミの協力を得ながら、地方公共団体や住宅関連諸団体等を通じて全国に配布・提示し、住生活月間の普及に努める。

また、住宅関係各企業が行う新聞、テレビ等の広告掲載時に、8月頃からシンボルマークを使用するよう依頼するなどにより、極力その普及に努める。

さらに、その他として、テレビ、新聞企画広告、政府広報及び住生活月間実行委

員会専用のWEBサイト等により、広報活動を推進する。また、実行委員会の各法人において発信されるメールマガジン等において、情報の普及の協力をお願いする。

以 上